

仮想通貨(暗号資産)に関する法的整理と課税関係 ～仮想通貨の技術的仕組みを踏まえて～

執筆者：弁護士 公認会計士 北村 導人 / 弁護士 柴田 英典

March 2019

In brief

近年、仮想通貨に関する取引が注目を集め、2016年の資金決済に関する法律(資金決済法)の改正により仮想通貨交換業に関する法的規制が導入されると共に、税法上も、平成29年度税制改正により、仮想通貨に関する消費税法上の取扱いが明文化され、更に、平成31年度税制改正では、法人税法において仮想通貨に係る時価評価課税等が導入される見込みです。このように仮想通貨を巡る法整備が行われつつありますが、仮想通貨の法的性質については議論のあり得るところであり、それに伴い仮想通貨の課税関係についても検討すべき点があるように思われます。そこで、今回のニュースレターでは、仮想通貨の一般的な技術的仕組みの概要を説明した上で(後記 I.)、それを踏まえた仮想通貨の法的整理(後記 II.)及び課税関係(後記 III.)について説明します。

In detail

I. 仮想通貨の技術的仕組み

1. 仮想通貨を取引する際の技術的仕組み

仮想通貨とは、技術的な観点から見ると、「P2P ネットワークにおいてブロックチェーンとして記録された事後的な改ざんが事実上不可能な取引情報である」ということができます。以下では、最初に生成された仮想通貨であり、現在、時価総額が最も大きいビットコイン¹を例にとって、仮想通貨を取引する際の技術的仕組みの概要を説明します。

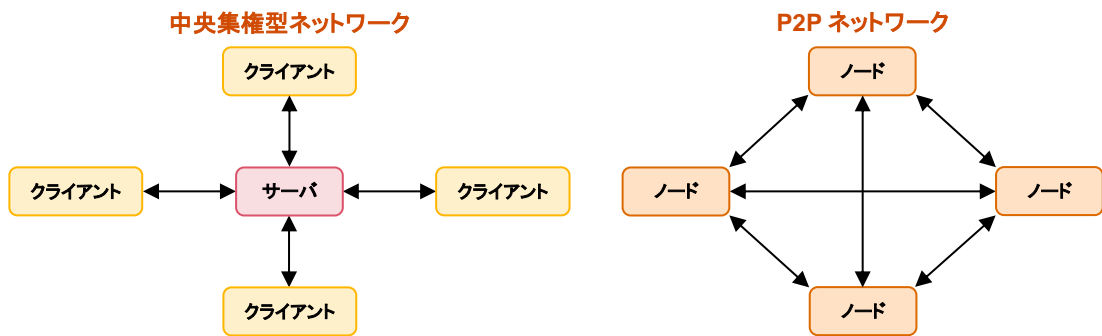
(1) P2P ネットワーク

仮想通貨は、P2P ネットワーク(Peer-to-Peer Network)において記録された取引情報です。ここで、「P2P ネットワーク」とは、「分散型ネットワーク」とも呼ばれ、従来のコンピュータネットワークで用いられてきた「中央集権的ネットワーク」と対比されるネットワークです。「中央集権的ネットワーク」は、データの提供・管理を集中的に行うサーバとデータの利用者であるクライアントの役割が分かれており、サーバを経由したデータのやり取りが行われるネットワークです²。一方、「P2P ネットワーク」(分散型ネットワーク)は、ネットワークへの参加者である各コンピュータ(ノード)がサーバ(データの提供・管理者)及びクライアント(データの利用者)の双方の役割を担うネットワークです。そのため、P2P ネットワークに参加している各ノードは、他の全てのノードとの間で直接通信を行っており、かつ各自がビットコインに関する取引情報(「送信者 S が受信者 R に対して 1 BTC³を送付する」といった取引情報)を保有・管理しています(各ノードの同期が行われています)。

¹ <https://coinmarketcap.com/ja/>等参照。2019年3月18日時点で、ビットコインの時価総額は、約7.88兆円です。

² 例えば、Web ページについては、サーバが Web ページを提供・管理しており、その Web ページをクライアント(一般的なユーザー)が閲覧(利用)するという構造になっています。

³ 「BTC」とは、ビットコインの単位のことです。



(2) 公開鍵暗号技術を用いた取引情報の送信(ノードの同期)

P2P ネットワークにおけるノード間の取引情報の送信(ノードの同期)には「公開鍵暗号技術」が用いられています。この「公開鍵暗号技術」は、①取引情報の送信者の同一性(データが間違いなく送信者から送信されていること)、及び②取引情報の内容が改ざんされていないことを確保するためのもので、取引情報を送信する(=ビットコインを使用する)ためには「秘密鍵」と呼ばれる 64 桁の英数字が必要となります⁴。

そのため、秘密鍵が第三者に漏洩されない限り、秘密鍵を管理する者(ビットコインの保有者)以外の者が、当該秘密鍵に対応するビットコインアドレスにおいて保有されているビットコインを使用することはできません。また、反対に、秘密鍵が分からなくなってしまうと、ビットコインを使用することができなくなります。

(3) ブロックチェーンの生成(事後的に改ざんできない仕組み)

前記(2)記載のノードの同期と平行して、取引情報がブロックチェーンとして記録されます。この「ブロックチェーン」とは、互いに関連性を有する形で順次生成されるブロックの総体のことで、このブロックは、以下のデータから構成されています。

- ① ビットコインに関する取引情報(後記のコインベースを含む)
- ② (以下の 3 つのデータから構成される)ブロックヘッダ
 - (a) 直前のブロックヘッダからハッシュ関数⁵を用いて算出される 64 桁の英数字(直前のブロックヘッダのハッシュ値)
 - (b) 上記①の取引情報全体のハッシュ値(マークル・ルート)
 - (c) ナンス((a) 直前のブロックヘッダのハッシュ値、(b) マークル・ルート、(c) ナンスを並べたデータを元データとするハッシュ値の先頭 15 桁程度が 0 になるような任意の英数字)

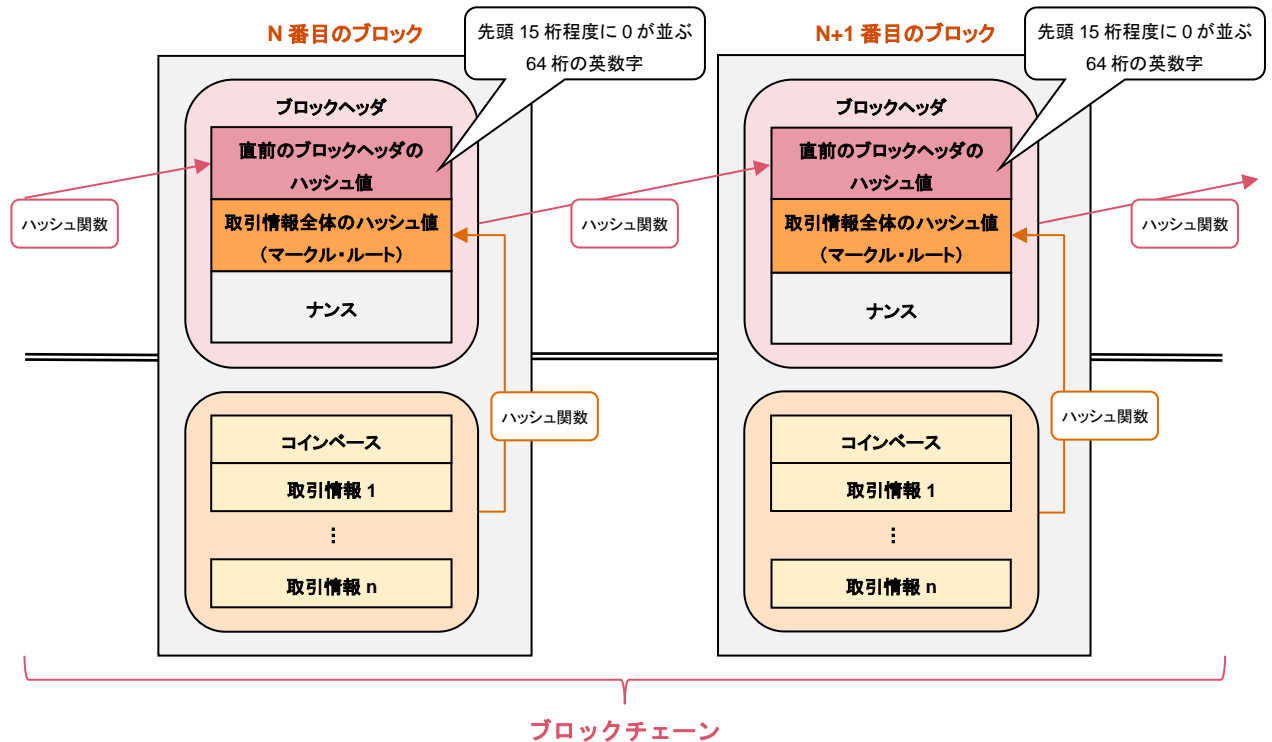
上記②(c)記載のナンスを算出するには、膨大な計算量が必要となります。即ち、ハッシュ値から元データ(ナンスを含むブロックヘッダ)を推測することは事実上不可能ですので、ナンスの数値を適宜変更して代入

⁴ 公開鍵暗号技術を用いたデータの送受信においては、本文記載の秘密鍵の他に、公開鍵と呼ばれる英数字が用いられています。この公開鍵は秘密鍵から(ハッシュ関数と呼ばれる算式を用いて)数学的に算出されるもので、(a) 秘密鍵とは一対一に対応している、(b) 公開鍵から秘密鍵を推測することが事実上不可能である、(c) 秘密鍵で暗号化したデータは対応する公開鍵のみでしか復合できない、といった性質を有しています。取引情報を送信する際、(i) 取引情報自体の他、(ii) 取引情報を秘密鍵で暗号化したデータ(電子署名)、及び、(iii) 公開鍵も併せて送信されます。受信者側で、暗号化されたデータを公開鍵で復合したデータと元の取引情報との同一性を確認することにより、①取引情報の送信者の同一性、及び②取引情報の内容が改ざんされていないことを確認することができます。

⁵ ハッシュ関数とは、入力される任意のデータ(元データ)を、特定のルールに従って、元データからは予見不可能なランダムなデータ(ハッシュ値)に変換するための関数のことで、以下の特徴を有しています。

- (i) 元データが同一である限り、ハッシュ値は同一となる
- (ii) 元データが異なると、ハッシュ値は異なる
- (iii) 元データのサイズが異なっても、ハッシュ値のサイズは統一される(ビットコインにおいて、ブロックチェーンの生成の際には「SHA-256」というハッシュ関数が用いられており、ハッシュ値が常に 64 桁の英数字となる)
- (iv) ハッシュ値から元データを推測することは事実上困難である

し、算出されたハッシュ値の先頭 15 桁程度が 0 になっているか否かを 1 回ずつ確認することによって、正解となるナンスを算出することが必要となります。あるブロックに係るナンスを算出する作業に初めて成功したノードには、その報酬(ナンスの算出により取引やシステムの堅牢性を高めたことの報酬とも言い得る)として一定数量のビットコイン(コインベース)が与えられます(このような作業はマイニング、マイニングを行う主体はマイナーと呼ばれます)。また、このように膨大な計算を経て算出されたナンスを通じて各ブロックが関連する形で生成されていることから、ブロックチェーンに含まれている取引情報を事後的に改ざんすることは、事実上不可能となっています⁶。



2. 仮想通貨とは何か

前記 1.記載のとおり、ビットコインに代表される仮想通貨とは、技術的な観点からみると、P2P ネットワークにおいてブロックチェーンとして記録された取引情報です(なお、この取引情報は、「送信者 S が受信者 R に対して 1 BTC を送付した」といった形で記録されていることから、ある時点における仮想通貨の保有量は、これまでの関連する取引情報から計算する必要があります)。そして、前記 1.(3)記載のとおり、ブロックチェーンとして記録された取引情報は、ブロックチェーンを構成する各ブロックが膨大な計算を前提に関連する形で生成されていることから、事後的な改ざんが事実上不可能なものとなっています。また、前記 1.(2)記載のとおり、情報の伝達に公開鍵暗号技術が用いられていることから、取引情報をブロックチェーンに組み込んでもらう(仮想通貨を使用する)ためには、秘密鍵を保有していることが必要となり、秘密鍵が第三者に漏洩しない限り、秘密鍵の保有者(仮想通貨の保有者)以外の者が対応するアドレスにおいて保有されている仮想通貨を使用することはできません。このような技術的な特徴を踏まえると、「仮想通貨を保有している」とは、改ざん不可能な取引情報について秘密鍵を保有することにより排他的に管理・処分することができる状態を意味しているものと考えられます。

以下では、上記のビットコインを例とした仮想通貨の技術的仕組みを念頭に置きながら、仮想通貨に関する法的整理(後記 II.)及び課税関係(後記 III.)の概要について説明します。

⁶ P2P ネットワークに参加している他の多数のノードは、コインベースを得ることを目的として計算競争(ナンスの算出競争)を行っており、また、ビットコインにおいては一番長いブロックチェーンが正しいものとして承認されることから、改ざんを行った主体の計算能力(ナンスの算出能力)が他の多数のノードの計算能力を上回らない限り、改ざんされた取引情報が含まれるブロック及びその後生成されるブロックは承認されないこととなります。

II. 仮想通貨に関する法的整理

「仮想通貨」⁷は、資金決済法 2 条 5 項において、以下のとおり定義されています。

- ① (a) 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、(b) 不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる (c) 財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、(d) 電子情報処理組織を用いて移転することができるもの、又は
- ② 不特定の者を相手方として①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

資金決済法上の「仮想通貨」の定義は、マネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護のために「仮想通貨」の売買等を行う交換所を登録制の対象とすべきとの観点⁸から設けられたものであるため、必ずしも仮想通貨一般の法的性質を検討する上で当然に前提とされるべきものではないと考えられます⁹が、その規制対象となる「仮想通貨」はいわば仮想通貨の典型例であると考えられますので、以下では、かかる資金決済法上の定義との整合性も考慮しながら、(代表的な仮想通貨であるビットコインを念頭に)仮想通貨の私法上の法的性質について検討します。

1. 伝統的な私法上の枠組みからの検討

まず、仮想通貨を伝統的な私法上の枠組みから考察すると、以下に記載するとおり、一般に、「通貨(金銭)」、「所有権」又は「債権」といった既存の概念では適切に説明することは困難であると考えられます。

(1) 仮想通貨は「通貨」又は「金銭」に該当するか

民法 402 条 1 項所定の「通貨」は、強制通用力のある貨幣(即ち、これを用いての弁済が有効な金銭債務の弁済となり、債権者はその受領を拒絶できない貨幣)であるところ¹⁰、仮想通貨はこのような強制通用力を有さないことから、「通貨」には該当しません。また、「金銭」とは、各種の「通貨」のことであるため(民法 402 条 1 項参照)、「通貨」ではない仮想通貨は「金銭」にも該当しません。

(2) 仮想通貨は「所有権」の客体となるか

民法上、「所有権」の客体である「物」は有体物に限定されているところ(民法 85 条)、仮想通貨は、取引情報であることから(上記 1.参照)、「所有権」の客体にはならないと考えられます¹¹。従って、「ビットコインを保有している」ことは、「ビットコインの所有権を有している」とは法的には言えないと考えられます。

(3) 仮想通貨は「債権」として構成できるか

仮想通貨の代表例であるビットコインにおいては、P2P ネットワークが用いられており、特定の発行体は存在せず、また、P2P ネットワークへの参加者間に明示的な合意は存在しません。そのため、「ビットコインを保有している」ことについて、特定の者に対する債権として構成することは困難であると考えられます¹²。

⁷ なお、国際的には「crypto assets」との表現が主流になりつつあること等を踏まえ、2019 年 3 月 15 日に提出された資金決済法等の改正法律案では、「仮想通貨」との呼称が「暗号資産」に統一されています。もともと、今回のニュースレターでは、現行法令上の用語であり、一般的に広く認識されている『仮想通貨』との用語を用いることにします。また、前記の技術的仕組みを有する仮想通貨であっても、資金決済法 2 条 5 項所定の「仮想通貨」に該当しないもの(例えば、いわゆる草コイン等、市場が生成されておらず「不特定の者に対して使用」できないもの等)が存在し得ることから、資金決済法 2 条 5 項所定の「仮想通貨」のみを意味する場合には、かつ書きを付けることとします。

⁸ 堀天子『実務解説資金決済法[第 3 版]』(商事法務、2017)41 頁参照。

⁹ 森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金融法務事情 2095 号 14 頁以下、末廣裕亮「仮想通貨の法的性質」法学教室 449 号 52 頁以下参照。

¹⁰ 我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物件・債権—[第 5 版]』(日本評論社、2018)710 頁参照。

¹¹ 森田・前掲(注 9)15 頁、末廣・前掲(注 9)53 頁参照。なお、東京地判平成 27 年 8 月 5 日判例集未登載は、破綻した会社が運営していたビットコイン取引所の利用者が、破産管財人に対して、所有権を基礎とするビットコインの引渡請求を行った事件であり、同東京地判は、有体物ではないこと等を理由として、「ビットコインは物権である所有権の客体とはならない」と判示しています。

2. 排他的に管理・処分することができることに着目した「財産権」としての法律構成

前記 1.記載のとおり、私法上の伝統的な枠組みからは、仮想通貨の法的性質を適切に説明することが難しいため、その法的性質をどのように構成するかについては多様な見解があり得るところですが¹³、ここでは、**仮想通貨を「財産権」として構成する見解**¹⁴について紹介します。かかる見解によれば、仮想通貨の技術的仕組みや資金決済法上の定義にも即した法的に無理のない説明ができるものと考えられます。

即ち、民法上の「財産権」とは、起草者によれば、「処分することを得べき利益を目的とする権利」のことであり¹⁵、(所有権等の)物権、債権**その他の排他的な帰属関係が認められる財産的利益を広く包摂するものである**と考えられています¹⁶。この「財産権」は、民法上も実定概念として採用されており、例えば、「売買は、当事者の一方がある**財産権**を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」(民法 555 条)、「交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の**財産権**を移転することを約することによって、その効力を生ずる。」(民法 587 条)と規定されています。

然るところ、前記 1.2.記載のとおり、仮想通貨は、「秘密鍵を保有することにより排他的に管理・処分することができる取引情報」であり、かつ、財産的価値(財産的利益)であると認められるものであること踏まえれば、「**排他的な帰属関係が認められる財産的利益**」として、「**財産権**」を構成すると解することができると考えられます¹⁷。また、資金決済法上、仮想通貨は、「**弁済のために不特定の者に対して使用でき**」、かつ「**不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができ**」(＝**売買を行うことができ**)、又は「**相互に交換を行うことができる**」財産的価値とされており、仮想通貨を売買や交換の対象となる「財産権」として構成することは、資金決済法上の定義とも整合することとなります。

更に、**仮想通貨の帰属・移転については、秘密鍵を管理することによって対応するアドレスにおいて仮想通貨を占有する者に「財産権」としての仮想通貨が帰属し、かかる「財産権」の帰属は送付(移転)についての取引情報の記録により、送付先のアドレスに対応する秘密鍵を管理する者(新たに仮想通貨を占有することになった者)に移転すると整理する余地も十分にある**と考えられます¹⁸。なお、実際には、かかる整理を前提としながら、仮想通貨の取引所の形態によって秘密鍵の管理主体等が異なり得ることも踏まえて、取引所の利用者と取引所との間の法律関係を検討することが必要です。

III. 仮想通貨に関する課税関係

仮想通貨に関する課税関係については、2018 年 11 月に国税庁が「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて(FAQ)」「**仮想通貨 FAQ**」を公表しており、そこにおいて課税当局の立場が示されています¹⁹。以下では、かかる課税当局の立場を整理しつつ、前記 I.及び II.記載の仮想通貨の技術仕組み及び法的性質を踏まえ、必要に応じて留意点等について説明します。

¹² 森田・前掲(注 9)15 頁、末廣・前掲(注 9)53 頁参照。

¹³ 仮想通貨の法的性質に関する見解の概要については、安河内誠「仮想通貨の税務上の取扱い－現状と課題－」税務大学校論叢 88 号 397 頁以下、芝章浩「暗号資産の民法上の取扱い」NBL1138 号 50 頁以下等参照。なお、仮想通貨について、著作権に該当し得るとの見解も存在しますが(土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル 23 号 76 頁以下)、マイニングにより生成された取引情報等について、思想の創作的表現と評価することはできず(芝・51 頁参照)、また、その他の知的財産権にも該当しないと指摘がされています(森田・前掲(注 9)15 頁)。

¹⁴ 森田・前掲(注 9)15 頁以下参照。

¹⁵ 梅謙次郎『民法要義卷之一物権編』(有斐閣、1896 年)348 頁。

¹⁶ 森田・前掲(注 9)16 頁参照。

¹⁷ なお、本文記載の排他性は、秘密鍵を保有するものだけがビットコインを使用する権限を有しているという意味で用いています。

¹⁸ 森田・前掲(注 9)17 頁以下参照。なお、末廣裕亮「仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL1090 号 70 頁においても、結論としては同様の見解が示されています。

¹⁹ なお、仮想通貨 FAQ が対象とする仮想通貨が、資金決済法 2 条 5 項所定の「仮想通貨」に限定されているか否かは明確ではありません。後記 3.記載の改正後の法人税法上の時価評価対象等及び後記 5.記載の消費税法において非課税取引として取り扱われる仮想通貨は、法令上、資金決済法 2 条 5 項所定の「仮想通貨」に限定されていますが、その他の場面における仮想通貨一般の税務上の取扱いや資金決済法所定の「仮想通貨」に該当しない場合の法人税法及び消費税法上の取扱いについては、なお、検討する必要があります。

1. 所得課税(所得税・法人税共通)

前記 II.2.記載のとおり、仮想通貨を「財産権」として構成した場合、秘密鍵を管理し、「財産権」としての仮想通貨の帰属主体となる者が、その取得・譲渡をした場合の所得課税については、他の資産を取得・譲渡した場合と同様の課税関係になると考えられます。仮想通貨 FAQ においても、以下のとおり、かかる理解と整合的な整理がなされています。

<仮想通貨 FAQ>

① 仮想通貨の取得価額

- 仮想通貨を他者からの購入により取得した場合、仮想通貨の取得価額は、購入代金に手数料等の付随費用を加算した金額となります。

② 仮想通貨の売却

- 仮想通貨を売却した場合(=仮想通貨を日本円に換金した場合)、仮想通貨を譲渡したものとして、売却価額(取引時点の時価)と仮想通貨の取得価額の差額が所得となります。

③ 仮想通貨による商品・役務の購入

- 仮想通貨によって商品・役務を購入した場合(=仮想通貨と商品・役務を交換した場合)、仮想通貨を譲渡したものとして、仮想通貨の取引時点の時価と取得価額の差額が所得となります。

④ 仮想通貨同士の交換

- 仮想通貨同士の交換を行った場合(=ある仮想通貨で他の仮想通貨を購入した場合)、元の仮想通貨を譲渡したものとして、元の仮想通貨の取引時点の時価と取得価額の差額が所得となります。

なお、仮想通貨に特徴的な事柄として、マイニングというものがあります。これは、前記 I.1.(3)記載のとおり、ブロックチェーンに記録された取引情報を事後的に改ざんされないためのナンスの算出に対する報酬としてのコインベースを受け取ることであり、技術的には、マイニングを行った主体(マイナー)に対して一定量の仮想通貨が送付されたとの取引情報がブロックチェーンとして新たに記録されることとなります。

これは法的には、マイナーが「財産権」としての仮想通貨(ブロックチェーンとして記録された取引情報)を新たに取得したものとして見ることができるため、マイニングにより仮想通貨を取得した場合には、マイニング時点のコインベースの時価が所得として課税対象になるものと考えられます。また、マイニングには、膨大な計算が必要になるところ(前記 I.1.(2))、これに要した費用については、必要経費・損金に算入されるものと考えられます。マイニングに関する課税関係については、仮想通貨 FAQ においても同様の考え方が示されています(仮想通貨 FAQ 8 頁参照)。

2. 所得税法上の所得分類

前記 1.記載のとおり、仮想通貨の譲渡やマイニングにより所得課税が生じますが、所得税法上の所得分類がどのようなものになるかが問題となります。

(1) 仮想通貨の譲渡による所得

仮想通貨の譲渡による所得について、仮想通貨 FAQ では、「仮想通貨取引により生じた利益は、…原則として雑所得に区分され」、仮想通貨取引自体が事業と認められ場合²⁰又は事業所得の起因となる行為に付随したものである場合²¹には事業所得に区分されるものとされています(仮想通貨 FAQ 9 頁)。なお、仮想通貨 FAQ においては、譲渡所得に該当しない理由については特段示されていません²²。

²⁰ 例えば、仮想通貨取引の収入によって生計を立てていることが客観的に明らかである場合等。

²¹ 例えば、事業所得者が、事業用資産として仮想通貨を保有し、棚卸資産等の購入の際の決済手段として使用した場合。

²² もっとも、この点について、2018年3月22日に行われた第196回参議院財政金融委員会において現国税庁長官(当時国税庁次長)である藤井健志氏は、政府参考人として、以下のとおり発言しています。「ビットコインなどの仮想通貨につきましては、…資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられておりますので、外国通貨と同様に、その売却又は使用により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするも

この点、譲渡所得の対象となる「資産」は、「譲渡性のある財産権を全て含む概念」であり、これには「財産権」としての仮想通貨も含まれると考えられることから²³、理論的には、仮想通貨の譲渡による所得について譲渡所得と整理されることもあり得るものと考えられます²⁴。もっとも、譲渡所得からは、「営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得」が除外されているため(所得税法 33 条 2 項 1 号)、仮想通貨取引が「営利を目的として継続的に行われる」場合には、事業所得又は雑所得として整理されるものと考えられます(仮想通貨 FAQ は、仮想通貨取引一般がこのような場合に該当するものとして所得分類を整理しているものとも思われます)²⁵。

(2) マイニングによる所得

マイニングについては、前記 1.記載のとおり、「財産権」としての仮想通貨を新たに取得することになるため、マイニングによる所得については、事業所得又は雑所得に区分されると考えられます。この点については、仮想通貨 FAQ においても同様の見解が示されています(仮想通貨 FAQ 8 頁参照)。

3. 法人税法に関する税制改正

法人税法に関しては、2019 年度の税制改正(平成 31 年度税制改正)により、以下の内容の規定が創設される見込みとなっています²⁶。

- ① 事業年度末に保有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨について、時価評価により評価損益を計上する。
 - ② 法人が仮想通貨を譲渡した場合の譲渡損益について、その譲渡に係る契約をした日が属する事業年度に計上する。
 - ③ 仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とする。
 - ④ 事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等について、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上する。
- ※ 以上の措置については、2019 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税に適用するが、同日前に開始し、かつ同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨を時価評価していない場合、適用しないことができる経過措置を設ける。

現在公表されている法律案によれば、譲渡損益及び時価評価損益の特例を定める法人税法 61 条所定の「短期売買商品」(改正後は「短期売買商品等」)に資金決済法 2 条 5 項所定の「仮想通貨」が含まれることとされています(改正後の法人税法 61 条 1 項)。上記改正のうち、①の時価評価課税については、その対象が「活発な市場が存在する仮想通貨」に限定されていますが、その内容は政令に委任されているため(同条 2 項)、政令を含めた改正法が公布された後に、その詳細について検討する必要があります²⁷。

のである…。…資金決済法の改正によって位置付けがなされたことも考慮の上、仮想通貨の売却又は使用により生じた利益は譲渡所得には該当せず、どの所得にも属さないということで雑所得に該当すると…解している」

²³ 金子宏『租税法[第 23 版]』(弘文堂、2019)261 頁参照。同書は、譲渡所得の文脈における「資産」について、明示的に「ビットコイン等の仮想通貨」を含めています。

²⁴ この点、仮想通貨を金銭債権として構成することにより、仮想通貨(金銭債権)は譲渡所得の対象となる「資産」には該当しないと指摘がされています(酒井克彦「所得税法における仮想通貨の資産的性質」税務事例 50 巻 8 号 40 頁以下参照)が、前記 II.1.(3)記載のとおり、仮想通貨を金銭債権として構成することは妥当でないと考えられます。

²⁵ なお、譲渡所得の対象となる「資産」に該当しない金銭との類似性や為替差益が通常、雑所得として区分されていることとの平仄をとる観点から、仮想通貨の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないと見る立場もあるようです(前掲(注 22)記載の藤井氏の発言参照)。

²⁶ 「平成 31 年度税制改正の大綱」(2018 年 12 月 21 日閣議決定)57 頁以下参照。

²⁷ なお、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(平成 30 年 3 月 14 日 企業会計基準委員会)では、国際的な会計基準における「活発な市場」の判断基準を参考に、「活発な市場が存在する場合は、仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者の保有する仮想通貨について、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいうもの」としています(同第 8 項)。

4. 相続税法上の取扱い

相続税法上、「相続又は遺贈により取得した財産」(相続財産)が相続税の課税対象となる旨が規定されています(相続税法 2 条)。この相続財産は、「財産権の対象となる一切の物および権利が含まれる」²⁸と解されていることから、「財産権」たる仮想通貨も相続税の課税対象になると考えられます。この点については、仮想通貨 FAQ においても同様の見解が示されています(仮想通貨 FAQ 8 頁参照)。

なお、相続税に関しては、被相続人の保有していた仮想通貨に関する秘密鍵を相続人が把握できず、当該仮想通貨を使用できない場合も想定されます。この点について、仮想通貨 FAQ には記載されていませんが、課税当局は、このような場合であっても相続人に対して相続税が課されるという立場を採っているものと考えられます²⁹。

もっとも、相続人が秘密鍵を把握していない場合については、価値のない財産を相続したもとしてその価値をゼロとして評価する、又は相続財産に該当しないとするとも考えられるとの指摘³⁰や、前記 II.2.記載の仮想通貨の法的性質を前提とすると、秘密鍵を把握しない限り、「財産権」としての仮想通貨が帰属しないことから、仮想通貨を「取得」したといえるか否か等が問題になり得るものと考えられます³¹。

5. 消費税法上の取扱い

消費税法上、資金決済法 2 条 5 項所定の「仮想通貨」については、その譲渡等は非課税取引とされています(消費税法 6 条 1 項、別表第一 2 号、消費税法施行令 9 条 4 項)。また、「仮想通貨」の譲渡について、課税売上割合の計算に含めないこととされています(消費税法施行令 48 条 2 項 1 号)。これらの規定は、2017 年度の税制改正(平成 29 年度税制改正)において創設されたものであり、「資金決済法において仮想通貨が支払いの手段として位置づけられたこと」を踏まえたものとされています³²。

この点、消費税の課税対象となる「資産の譲渡等」(消費税法 2 条 8 号、4 条 1 号)における「資産」とは、「有形資産から…無形資産まで、およそ取引の対象となるすべての資産を含む広い概念」である³³ことから、一般に、「財産権」である仮想通貨の譲渡等については、上記規定が存在しなければ、消費税の課税対象となると考えられます(上記規定は、いわば政策的に非課税とする旨が定められたものと考えられます)。そのため、前記 I.記載のビットコインと同様の技術的仕組みを有する仮想通貨であっても、資金決済法で定義されている「仮想通貨」には該当しないもの(例えば、市場が生成されておらず、「不特定の者に対して使用」できないもの等)があるとすれば、そのような仮想通貨については、なお、その譲渡等は消費税の課税対象となり得るものと考えられます。

²⁸ 前掲・金子(注 23)680 頁参照。

²⁹ この点について、2018 年 3 月 23 日に行われた第 196 回参議院財政金融委員会において前掲(注 22)記載の藤井氏は、政府参考人として、以下のとおり発言しています。

「一般論として…、相続人が被相続人の設定したパスワードを知らない場合であっても相続人は被相続人の保有していた仮想通貨を承継することになりますので、その仮想通貨は相続税の課税対象となるという解釈でございます。…仮想通貨に係る制度整備は途上ではないかと考えられますので、現状においてなかなか確たることを申し上げることは難しい…けれども、パスワードを知っている、知っていないというようなパスワードの把握の有無というのは、当事者にしか分からない、言わば主観の問題ということになってしまいます。課税当局…としては、…真偽を判定することは困難だと思っております。したがって、現時点において、相続人の方からパスワードを知らないという主張があった場合であっても、相続税の課税対象となる財産に該当しないというふうに解することは課税の公平の観点から問題があり、適当ではないというふうに考えております。」

³⁰ 安河内・前掲(注 13)433 頁参照。なお、安河内・前掲(注 13)433 頁は、「秘密鍵が被相続人から相続人に承継されていないという事実を税務当局が把握することは困難であるから、例えば、納税者からの反証がない限り仮想通貨が秘密鍵とともに相続されたものと推定するといった対応も必要と考えられる。」としています。

³¹ 酒井克彦「相続財産としての仮想通貨の『取得』(上)」税務事例 51 巻 1 号 46 頁参照。

³² 財務省「平成 29 年度税制改正の解説」906 頁。

³³ 金子・前掲(注 23)792 頁。

IV. おわりに

今回のニュースレターでは、仮想通貨の技術的仕組みの概要に触れながら、その法的性質と課税関係について検討しました。仮想通貨については、ビットコインをはじめとして様々な種類のものが出ており、今後の技術的進歩により更に多様性を増すものと予想されます。このような状況の下、仮想通貨に関する法的性質及び課税の在り方については、今後も継続的にその技術的仕組みの内容の理解と共に議論を深めていく必要があると考えられます。特に仮想通貨に関する課税関係については、仮想通貨自体が世界的規模で広がるネットワーク上の取引情報であることから、国内における課税問題のみならず、国際的な課税の枠組みにおける課税権の配分や仮想通貨に係る transparency(透明性)の問題等についても目を向けていく必要があると考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話 : 03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC 弁護士法人に属するタックス ローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロフェッショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前紹介支援、税務調査対応、争訟に行くか否かの判断の支援、税務争訟代理等)を提供いたします。
- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

03-5251-2685

michito.kitamura@pwc.com

弁護士

柴田 英典

03-5251-2707

hidenori.shibata@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2019 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。